

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部改正について

改正理由：クロスアポイントメント制度の導入、大学院教育学研究科の組織再編及び授業経費の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																											
<p>第1 「教育研究基礎経費」については、毎年度、教員個人（特任教員を含み、大学院連合学校教育学研究科専任教員を除く。）に配分し、特任教員については、<u>教員配分単価の20%の予算額を配分、クロスアポイントメント制度の適用を承認した教員等（以下「クロスアポイントメント教員」という。）については、教員配分単価にクロスアポイントメント制度適用申請書中の「本学の業務割合」を乗じた予算額を配分する。</u>プロジェクトを担当する専任教員等で、配分の適否について判断を要する場合は、教育研究評議会予算専門委員会で検討する。</p> <p>第2 「授業経費」は、次の各号に区分し配分する。なお、授業とは、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を対象に開設される授業科目をいう。</p> <p>(1) 「非常勤講師の授業に要する経費」については、非常勤講師担当授業科目1 枠につき4,750円とし、授業枠数に応じて学部分はその当該授業を開設する教室（センター）に、大学院分は<u>専攻等</u>に配分する。</p> <p>(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 「授業基礎経費」については、次の表のとおり配分する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象</th> <th style="text-align: center;">配分先</th> <th style="text-align: center;">教員一人当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年度4月1日現在、教室に所属する教員（特任教員を含む。）</td> <td style="text-align: center;">所属する教室</td> <td style="text-align: right;">100,000円</td> </tr> <tr> <td>毎年度4月1日現在、教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）</td> <td style="text-align: center;">教職大学院</td> <td style="text-align: right;">95,000円</td> </tr> <tr> <td>教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）</td> <td style="text-align: center;">所属するセンター</td> <td style="text-align: right;">95,000円</td> </tr> <tr> <td><u>教室、教職大学院又はセンターに所属しないクロスアポイントメント教員</u></td> <td style="text-align: center;"><u>教員個人</u></td> <td style="text-align: right;"><u>95,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 「授業諸経費」については、以下のとおり配分する。また、④については、開設される授業科目を、⑤については、所要額を調査のうえ配分する。なお、「授業諸経費」に残額が生じた場合は、別紙1に基づき積算した額を、学部分はその当該授業を開設する教室（センター）に、大学院分は<u>専攻等</u>に配分する。</p>	対象	配分先	教員一人当たり単価	毎年度4月1日現在、教室に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室	100,000円	毎年度4月1日現在、教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	教職大学院	95,000円	教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属するセンター	95,000円	<u>教室、教職大学院又はセンターに所属しないクロスアポイントメント教員</u>	<u>教員個人</u>	<u>95,000円</u>	<p>第1 「教育研究基礎経費」については、毎年度、教員個人（特任教員を含み、大学院連合学校教育学研究科専任教員を除く。）に配分し、特任教員については、<u>教員配分単価の20%の予算額を配分する。</u>プロジェクトを担当する専任教員等で、配分の適否について判断を要する場合は、教育研究評議会予算専門委員会で検討する。</p> <p>第2 「授業経費」は、次の各号に区分し配分する。なお、授業とは、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を対象に開設される授業科目をいう。</p> <p>(1) 「非常勤講師の授業に要する経費」については、非常勤講師担当授業科目1 枠につき4,750円とし、授業枠数に応じて学部分はその当該授業を開設する教室（センター）に、大学院分は<u>専攻（コース及びサブコース）</u>に配分する。</p> <p>(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 「授業基礎経費」については、次の表のとおり配分する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象</th> <th style="text-align: center;">配分先</th> <th style="text-align: center;">教員一人当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年度4月1日現在、教室に所属する教員（特任教員を含む。）</td> <td style="text-align: center;">所属する教室</td> <td style="text-align: right;">100,000円</td> </tr> <tr> <td>毎年度4月1日現在、教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）</td> <td style="text-align: center;">教職大学院</td> <td style="text-align: right;">95,000円</td> </tr> <tr> <td>教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）</td> <td style="text-align: center;">所属するセンター</td> <td style="text-align: right;">95,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 「授業諸経費」については、以下のとおり配分する。また、⑤については、開設される授業科目を、⑥については、所要額を調査のうえ配分する。なお、「授業諸経費」に残額が生じた場合は、別紙1に基づき積算した額を、学部分はその当該授業を開設する教室（センター）に、大学院分は<u>専攻（総合教育開発専攻はコース及びサブコース）</u>に配分する。</p> <p><u>①ものづくり教育教室運営経費として、50,000円を教室に配分する。</u></p>	対象	配分先	教員一人当たり単価	毎年度4月1日現在、教室に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室	100,000円	毎年度4月1日現在、教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	教職大学院	95,000円	教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属するセンター	95,000円
対象	配分先	教員一人当たり単価																										
毎年度4月1日現在、教室に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室	100,000円																										
毎年度4月1日現在、教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	教職大学院	95,000円																										
教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属するセンター	95,000円																										
<u>教室、教職大学院又はセンターに所属しないクロスアポイントメント教員</u>	<u>教員個人</u>	<u>95,000円</u>																										
対象	配分先	教員一人当たり単価																										
毎年度4月1日現在、教室に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室	100,000円																										
毎年度4月1日現在、教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	教職大学院	95,000円																										
教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属するセンター	95,000円																										

①学部の授業受講者が、200人（大学院の授業にあつては100人）を超える場合は、授業科目1枠につき12,000円を、学部分は教室に、大学院分は専攻等に配分する。

②教育実習分は、「教育実習委員会」に配分する。

③特別支援教育特別専攻科の授業に要する経費は、「特別支援科学講座」に配分する。

④生活科の授業に要する経費は、「教務委員会生活科授業運営部会」に配分する。

⑤情報教育関連の授業に要する経費は、「教務委員会情報教育授業運営部会」に配分する。

(5) [省略]

[省略]

別紙1

学部分と大学院分の比率は1対1とする。なお、学部分の予算額については、27年度は上段：下段=3：1、28年度は上段：下段=1：1、29年度は上段：下段=1：3の割合とし、30年度以降は下段のみとする。

表1 学部分

[省略]

表2 大学院分

入学者区分	専攻等	(A)	(B)	(C)	配分額
		学生数	係数	配分係数	
平成30年度以前入学者	教育実践創成専攻	5月1日	1.75	(A) × (B)	予算額 ÷ (D) × (C)
	学校教育専攻	現在の学生数	1.50		
	学校心理専攻		1.75		
	特別支援教育専攻		1.75		
	家政教育専攻		1.75		
	国語教育専攻		1.00		
	英語教育専攻		1.00		
	社会科教育専攻				
	社会科教育コース		1.00		

②学部の授業受講者が、200人（大学院の授業にあつては100人）を超える場合は、授業科目1枠につき12,000円を配分する。

③教育実習分は、「教育実習委員会」に配分する。

④特別支援教育特別専攻科の授業に要する経費は、「特別支援科学講座」に配分する。

⑤生活科の授業に要する経費は、「教務委員会生活科授業運営部会」に配分する。

⑥情報教育関連の授業に要する経費は、「教務委員会情報教育授業運営部会」に配分する。

(5) [省略]

[省略]

別紙1

学部分と大学院分の比率は1対1とする。なお、学部分の予算額については、27年度は上段：下段=3：1、28年度は上段：下段=1：1、29年度は上段：下段=1：3の割合とし、30年度以降は下段のみとする。

表1 学部分

[省略]

表2 大学院分

入学者区分	専攻等	(A)	(B)	(C)	配分額
		学生数	係数	配分係数	
平成20年度以降入学者	教育実践創成専攻	5月1日	1.75	(A) × (B)	予算額 ÷ (D) × (C)
	学校教育専攻	現在の学生数	1.50		
	学校心理専攻		1.75		
	特別支援教育専攻		1.75		
	家政教育専攻		1.75		
	国語教育専攻		1.00		
	英語教育専攻		1.00		
	社会科教育専攻				
	社会科教育コース		1.00		

	地理学コース		1.50			地理学コース		1.50		
	歴史学コース		1.00			歴史学コース		1.00		
	哲学・倫理学コース		1.00			哲学・倫理学コース		1.00		
	法学・政治学コース		1.00			法学・政治学コース		1.00		
	経済学コース		1.50			経済学コース		1.50		
	社会学コース		1.50			社会学コース		1.50		
	数学教育専攻		1.75			数学教育専攻		1.75		
	理科教育専攻		2.00			理科教育専攻		2.00		
	技術教育専攻		1.75			技術教育専攻		1.75		
	音楽教育専攻		1.75			音楽教育専攻		1.75		
	美術教育専攻		2.00			美術教育専攻		2.00		
	保健体育専攻		1.75			保健体育専攻		1.75		
	養護教育専攻		1.75			養護教育専攻		1.75		
	総合教育開発専攻					総合教育開発専攻				
	生涯教育コース		1.75			生涯教育コース		1.75		
	多言語多文化教育プログラムコース		1.00			多言語多文化教育プログラムコース		1.00		
	地域研究教育プログラムコース		1.50			地域研究教育プログラムコース		1.50		
	情報教育コース		2.00			情報教育コース		2.00		
	環境教育プログラムコース		1.75			環境教育プログラムコース		1.75		
	文化遺産教育プログラムコース		2.00			文化遺産教育プログラムコース		2.00		
	表現教育コース		2.00			表現教育コース		2.00		
平成31年度以降入学者	<u>教育実践専門職高度化専攻</u>									
	<u>学校組織マネジメントプログラム</u>		1.75							
	<u>総合教育実践プログラム</u>		1.75							
	<u>教科領域指導プログラム</u>									
	<u>国語教育プログラム</u>		1.50							
	<u>社会科教育プログラム</u>		1.50							
						計			(D)	
※学生数には留学生を含まない。										

	<u>数学教育サブプログラム</u>		1.75		
	<u>理科教育サブプログラム</u>		2.00		
	<u>音楽教育サブプログラム</u>		1.75		
	<u>美術・工芸教育サブプログラム</u>		2.00		
	<u>書道教育サブプログラム</u>		2.00		
	<u>保健体育教育サブプログラム</u>		1.75		
	<u>技術教育サブプログラム</u>		2.00		
	<u>家庭科教育サブプログラム</u>		1.75		
	<u>英語教育サブプログラム</u>		1.50		
	<u>情報教育サブプログラム</u>		2.00		
	<u>幼児教育サブプログラム</u>		1.75		
	<u>養護教育サブプログラム</u>		1.75		
	<u>特別支援教育高度化プログラム</u>		1.75		
	<u>教育プロジェクトプログラム</u>				
	<u>学校教育課題サブプログラム</u>		1.50		
	<u>国際理解・多文化共生教育サブプログラム</u>		1.50		
	<u>環境教育サブプログラム</u>		1.75		
	<u>次世代日本型教育システム研究開発専攻</u>		2.00		
	<u>教育支援協働実践開発専攻</u>				
	<u>教育AI研究プログラム</u>		2.00		
	<u>臨床心理学プログラム</u>		1.75		
	<u>教育協働研究プログラム</u>		2.00		
	計			(D)	

※学生数には留学生を含まない。

附 則

この取扱いは、平成31年3月14日から施行し、平成31年度教育研究経費の配分から適用する。